

厚生労働大臣の定める揭示事項

1、入院基本料について

急性期一般入院基本料 5 10 : 1 入院基本料 (1 病棟 A)
障害者施設等入院基本料 10 : 1 入院基本料 (1 病棟 B・1 病棟 C・2 病棟 A・2 病棟 B・3 病棟 A・3 病棟 B)

2、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策

入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

3、基本診療料の施設基準等に係る届出

特殊疾患入院施設管理加算・急性期看護補助体制加算・診療録管理体制加算（３）・入退院支援加算２
・患者サポート体制充実加算・データ提出加算・認知症ケア加算１・せん妄ハイリスク患者ケア加算

4、特掲診療料の施設基準等に係る届出

・薬剤管理指導料・検体検査管理加算（Ⅱ）・画像診断管理加算（２）・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）・神経学的検査・時間内歩行試験・ヘッドアップティルト試験・外来化学療法加算２・ニコチン依存症管理料・胃ろう増設時嚥下機能評価加算・在宅療養後方支援病院・脳波検査判断料１・外来、在宅ベースアップ評価料・入院ベースアップ評価料・医科点数表第２章第１０部の通則の１６に掲げる手術

5. 入院食事療養費について

入院食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、入院食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後６時以降）適温にて提供しております。

6、保険外負担について

保険外併用療養費（１日につき）	１病棟Ａ	2,280 円（税込）
（180 日超入院に係る保険外併用療養費）	１病棟Ｂ・１病棟Ｃ・２病棟Ａ・２病棟Ｂ・３病棟Ａ ３病棟Ｂ	2,240 円（税込）

特別療養環境室（差額ベット）

特室B	(1 病棟 A 12 号室)	22,000 円 (税込)
特室A	(1 病棟 A 10 号室)	16,500 円 (税込)
2 人室A	(1 病棟 A 11.13 号室)	3,300 円 (税込)
2 人室B	(1 病棟 C 50.51.52.53 号室)	2,200 円 (税込)
1 人室	(1 病棟 B 111.112 号室)	11,000 円 (税込)
2 人室	(1 病棟 B 123 号室)	5,500 円 (税込)

各種文書料

(別掲)

7、明細書について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。